

令和2年2月定例会 防災対策特別委員会(付託)

令和2年3月3日(火)

[委員会の概要]

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時39分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

なお、今回は新型コロナウイルス感染症に関し、国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者が発生しており、県内においても、いつ感染の流行が起きてもおかしくない緊急性があることを鑑み、広く付議事件と捉え、特別に質疑を認めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料)

【報告事項】

○徳島県立中央病院ER棟(仮称)基本構想(案)骨子について(資料1)

折野危機管理部長

2月定例会に追加提出いたしております案件につきまして、御説明を申し上げます。私からは、総括事項と危機管理部関係について御説明を申し上げ、順次、各所管部局から御説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

お手元の防災対策特別委員会説明資料(その4)の1ページをお願いいたします。一般会計の総括でございます。補正予算の総額は、総括表の最下段、合計欄の3列目に記載のとおり、138億7,662万2,000円の減額補正をお願いするもので、補正後の予算総額は、490億9,341万1,000円でございます。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。危機管理部といたしましては、総括表の一番上、補正額欄に記載のとおり、2,321万5,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算額は、12億9,542万9,000円となっております。

2ページをお願いいたします。部別主要事項説明についてでございます。まず、危機管理政策課でございます。防災総務費の摘要欄①防災対策指導費では、事業の精算に伴う補正など、危機管理政策課合計で、2万5,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、とくしまゼロ作戦課でございます。防災総務費の摘要欄①防災対策指導費では、加速するとくしまゼロ作戦緊急対策事業における補助金の精算に伴う補正など、とくしまゼロ作戦課合計で、4,122万9,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、消防保安課でございます。防災総務費の摘要欄①の航空消防防災体制運営費では、救助者をケーブルでつり上げる消防防災ヘリのホイスト装置の修理に伴う補正など、消防

保安課合計で、1,803万9,000円の増額をお願いするものでございます。

少し飛びまして、12ページをお願いいたします。繰越明許費についてでございます。消防保安課の航空消防防災体制運営費につきまして、航空隊事務所における止水板設置工事の工法変更の不測の日時を要したことから、1,000万円の繰越しをお願いするものであります。なお、この事業につきましては、今後、早期の完了に努めてまいります。

危機管理部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

仁井谷保健福祉部長

続きまして、保健福祉部関係の、御説明をさせていただきます。資料の1ページにお戻りください。一般会計補正予算の部の全体の総括でございます。表の中2段目でございます。補正額は4億7,751万5,000円の減額でございます。補正後の予算総額は、2億6,762万円となっております。財源内訳については、右の欄に記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。課別の補正事項の主なものでございます。表の中上から、まず、保健福祉政策課の関係では、摘要欄①災害援護対策費で、142万3,000円の減額でございます。福祉避難所の運営体制強化につきまして、当初の見込みより経費が少なくなったことによるものでございます。

続きまして、医療政策課につきましては、摘要欄①医療衛生費の関係で、有床診療所等のスプリンクラー等の設置に要する費用が、当初の見込みより減ったということにより、4億3,598万1,000円の減額となっております。

健康づくり課におきましては、摘要欄①障がい者地域生活支援費において、DPATの体制整備に要する経費が、当初の見込みより少なくなったことにより、90万円の減額となっております。

薬務課につきましては、摘要欄①緊急薬品及び予防薬品整備対策費において、災害用の備蓄医薬品の購入費が、当初見込みより減ったことにより、340万円の減額となっております。

長寿いきがい課につきましては、摘要欄①老人福祉施設整備事業費において、補助対象市町村における施設整備が、今年度分が当初見込みより減ったことにより、3,500万円の減額となっております。

最後に、障がい福祉課の関係では、障がい者交流プラザ管理運営費において、障がい者交流プラザにおける自家発電設備の設置工事費が、当初見込みより減ったことにより、81万1,000円の減額となっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。追加分といたしまして、長寿いきがい課では、老人福祉施設整備事業費で翌年度繰越予定額2,968万7,000円でございます。また、障がい福祉課では、障がい者交流プラザ管理運営費で600万円の繰越し予定でございます。いずれも、非常用自家発電設備の設置に要する経費でございます。工期が翌年度にかかることに伴う、繰越しの追加でございます。

提出案件の説明は以上であります。なお、報告事項はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

手塚農林水産部長

それでは、農林水産部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料(その4)の1ページをお願いいたします。歳入・歳出予算の総括表でございますが、表の中ほど、農林水産部の一般会計につきまして、補正額の欄に記載のとおり、32億8,491万5,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は、121億4,899万6,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、4ページをお願いいたします。部別主要事項でございます。まず、生産基盤課でございますが、2段目の農地防災事業費及び4段目の漁港建設費につきまして、国庫補助事業費の確定による減額、5段目の農地及び農業用施設災害復旧費から7段目の漁港施設災害復旧費につきまして、災害復旧事業費の確定による減額など、生産基盤課合計で、17億7,042万1,000円の減額をお願いしております。

次に、5ページをお願いいたします。森林整備課でございますが、2段目の治山費につきまして、国庫補助事業費の確定による減額、3段目の災害林道復旧費から5段目の治山施設災害復旧費につきまして、災害復旧事業費の確定による減額など、森林整備課合計で、15億1,449万4,000円の減額をお願いしております。

次に、11ページをお願いいたします。一般会計における継続費の変更でございます。既に御承認を頂き、事業を実施しております、生産基盤課の新築橋上部工架設事業しんやなぼしの全体計画を記載しておりますが、今回、財源内訳につきまして、所要の変更を行うものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。繰越明許費の追加でございます。生産基盤課の漁港環境整備事業費につきまして、540万円の繰越しをお願いするものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。繰越明許費の変更でございます。これまでの定例会におきまして、繰越しを御承認いただきました事業のうち、農山漁村振興課の地籍調査費から、16ページの森林整備課の現年発生治山施設災害復旧事業費まで、合わせて3課、22事業につきまして、合計で、補正後の欄の最下段に記載のとおり、63億1,895万円への繰越予定額の変更をお願いするものでございます。これらの事業につきましては、できる限り早期の執行に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

提出案件の説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして、御説明させていただきます。資料1ページにお戻りください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄、下から4段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、100億2,180万9,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、県土整備部合計で、327億1,010万5,000円となっております。

次に、6ページをお開きください。補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。まず、住宅課におきまして、建築物耐震化推進費の決定に伴う補正など、合計で、9,202万1,000円の減額をお願いしております。

7ページをお開きください。河川整備課におきまして、広域河川改修事業費の決定に伴う補正など、合計で、4,350万円の増額をお願いしております。

流域水管理課におきまして、堰堤改良事業費の決定に伴う補正により、1,000万円の減額をお願いしております。

砂防防災課におきまして、災害関連事業費や、8ページに移りまして、災害復旧事業費の決定に伴う補正など、合計で、93億7,548万6,000円の減額をお願いしております。

運輸政策課におきまして、災害復旧事業費の決定に伴う補正など、合計で、5億8,780万2,000円の減額をお願いしております。

17ページをお開きください。このページから20ページにかけては、繰越明許費でございます。各事業の進捗状況を精査いたしました結果、令和2年度に事業費の一部を繰り越して執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。このうち、17ページは、一般会計の追加分といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。追加分の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、4億8,827万円となっております。

18ページから19ページにかけては、一般会計の変更分といたしまして、既に御承認を頂いている事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更を記載してございます。

19ページを御覧ください。変更分を反映した補正後の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、197億4,912万3,000円となっております。

20ページをお開きください。特別会計の追加分でございます。公用地公共用地取得事業特別会計におきまして、表の下段、右から2列目の欄に記載のとおり、翌年度繰越予定額は、1億4,000万円となっております。これらの事業につきましては、計画に関する諸条件などの理由により、年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

以上で、県土整備部関係の案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

勢井病院局長

続きまして、病院局関係の案件について、御説明申し上げます。説明資料の23ページを御覧ください。病院事業会計の補正予算についてでございますが、892万円の増額をお願いするものであり、補正後の予算額は、2,947万円となっております。これは、主に三好病院における井戸の設備整備に係る工事費が増額となることによるものでございます。提出案件の説明は以上でございます。この際、1点御報告させていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。徳島県立中央病院ER棟(仮称)基本構想(案)骨子についてでございます。現在、中央病院ER棟の基本構想の策定について、取組を進めておりますが、骨子について御説明させていただきます。

1、現況にありますように、県立中央病院は、救急告示医療機関であるとともに、県内唯一の基幹災害拠点病院として、その責務は、ますます重みを増しております。そこで、救命救急をはじめとする諸課題の解決に向け、中央病院ER棟を整備してまいります。

2、ER棟整備基本方針としましては、県立中央病院に求められる四つの機能として、

①の高度な救命医療に対応する救命救急センターとしての機能向上を図る救命救急機能、また②の基幹災害拠点病院として、DMAT活動拠点本部等において、シームレスで、実効性の高い機能を充実させる災害対応機能、続きまして裏面に移りまして、③の医療技術の習得を図るための施設を整備し、専門性の高い人材を育てる人材育成機能、④の5G網を整備等し、遠隔診療・診断・救急医療により支援を行う地域医療支援機能をER棟に付加・統合し、本館棟と連携することで、更なる機能向上を図ってまいります。

3、ER棟整備計画としましては、ER棟は、本館棟南側に4階建てで建設することとし、本館棟とは、2から4階にて、渡り廊下で接続します。位置的には、2枚目の配置図のようになります。お戻りいただきまして、各階の主な構成については、記載のとおり、各機能について、それぞれの階に配置したものとなっております。

4、スケジュールとしましては、令和2年度当初から基本設計・実施設計にとりかかり、令和3年秋を目途に、建設工事に着手し、令和4年中の完成を目指してまいります。

報告は以上であります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

美馬教育長

続きまして、教育委員会関係の追加提出案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算総括表でございます。教育委員会関係の補正額は、総括表の下から3段目でございますように、2,816万8,000円の減額となりまして、補正後の予算額は、13億5,112万7,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

9ページをお開きください。補正予算の内容についてでございます。まず、施設整備課でございますが、高等学校費の学校建設費、①高校施設整備事業費におきまして、所要見込額が決定したことに伴い、2,380万5,000円の減額をお願いしております。

次に、学校教育課でございますが、教育指導費の①令和元年台風第15号及び19号救援対策費におきまして、所要見込額が決定したことに伴い、180万円の減額をお願いしております。

最後に、体育学校安全課でございますが、学校安全管理費の①学校安全管理指導費におきまして、所要見込額が決定したことに伴い256万3,000円の減額をお願いしております。

21ページをお開きください。繰越明許費の変更についてでございます。施設整備課における高校施設整備事業費の県立学校施設長寿命化推進事業などにおきまして、翌年度繰越予定額の変更をお願いするものでございます。翌年度繰越予定額については、補正後欄に記載のとおり11億3,073万8,000円となっております。以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

尾田警察本部警備部長

続きまして、警察本部関係の提出案件について、御説明申し上げます。まず、説明資料の1ページ、一般会計歳入歳出予算総括表を御覧ください。警察本部の2月補正予算案につきましては、下から2段目の補正額の欄に記載のとおり、4,100万円を減額するものであります。補正後の予算総額は、13億2,013万4,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、10ページを御覧ください。2月補正予算案に係る事業について、御説明いたします。警察施設費の摘要欄①警察署整備事業費に要する経費として、4,100万円の減額で、内訳といたしまして、①徳島中央警察署庁舎施設整備事業の埋蔵文化財調査に係る調査費の確定により、3,600万円、②警察施設防災機能強化事業の工事費の確定により、500万円の減額をお願いするものであります。

続きまして、22ページを御覧ください。繰越明許費案について、御説明いたします。今回、繰越しを予定している事業は、警察署整備事業費として、警察航空隊舎止水板設置事業、徳島中央警察署庁舎整備事業の2事業であり、総額で、8,520万円であります。繰越理由につきましては、いずれも、計画に関する諸条件により、令和元年度分の工事の完了見込みが翌年度となる、あるいは、その可能性があるためでございます。

警察本部関係は、以上でございます。御審議のほど、よろしく御願いいたします。

西沢委員長

これより質疑に入りますが、初めに、新型コロナウイルス感染症に関する質疑を集中して行いたいと考えておりますので、御協力のほど、御願いいたします。それでは、質疑をどうぞ。

山西委員

今日は、防災委員会でございますが、新型コロナウイルス関連の質疑もお許しを頂いているので、何点かお尋ねいたします。

刻々と状況は変わっておりますが、県職員の皆様方には、本当にそれぞれの立場でこの対応に当たっていただいておりますことに心から感謝を申し上げたいというふうに思います。その上で現在の状況についてお尋ねをしたいと思いますが、ダイヤモンド・プリンセス号から下船された県内6人の方がいらっしゃると思いますが、お二人の方は既に検査を受けたということでございますが、残りの4人の方は既に検査を受けられたかどうか確認をしたいと思います。

梅田感染症・疾病対策室長

ただいま、クルーズ船から下船された4名の方に検査を受けられたかということでお尋ねがございました。4名の方につきましては、県のほうにおきまして健康観察ということで、毎日定時に定期的に電話であったりとか、メール等におきまして健康状態を把握させていただいておりますけれども、検査はまだ受けてはおりません。

山西委員

健康観察を県のほうでも十分しているということでございますが、検査を受けるかどうかは御本人の判断もあると思いますけれども、是非この検査を受けてもらえないかということをもう少し進めてもいいのではないかなというふうに思いますが、県の立場としてどのように対応しているのでしょうか。

梅田感染症・疾病対策室長

先ほど、もう少し検査のほうをお勧めしてはどうかとお尋ねがありましたけども、実は今回も下船につきましては、クルーズ船の中で健康観察期間というのがございまして、14日間健康観察を行いまして、その上でウイルス検査におきまして、陰性ということで、新型コロナウイルスに感染をしているおそれはないということで判断されたので、検疫所長より上陸が許可されまして下船されました。

それで下船に際しまして、クルーズ船を降りられた方につきましては、2週間は健康状態を毎日チェックを行うということと、不要不急の外出を控えてくださいということと、毎日体温測定を行いまして、その上で発熱とか、感冒様症状、咳とか痰^{たん}とかのような症状がある場合は、必ず先ほど申しました保健所のほうで毎日健康チェックを行うというお話をさせていただいているのですが、直ちに保健所のほうに相談されまして、その後、帰国者・接触者外来に受診した上で検査というような流れも御説明させていただいております。毎日健康チェックをさせていただいておりますので、必ずそれ以外でも変化があったら連絡をいただけますので、県としましては、実は24日に検査を行える体制を整えましたので、検査を受けられてはいかがですかというふうなことで要請させていただいておりますけれども、御本人さんの意向というのがございますので、今現在もって受けられていないというような状況でございます。その都度その都度、県のほうにおきましてもお勧めさせていただいているという状況でございます。

山西委員

担当課の感想でもいいんですが、この毎日確認を行っているということで、それにも十分協力をしていただいているというふうに思っておりますが、その方々との信頼関係は十分あるという認識でよろしいですか。

梅田感染症・疾病対策室長

今、委員からお話があったように健康観察を行うに当たりましては、お互いの信頼関係が大事で、困ったことがあったらいつでも御相談に乗りますよ、そこが一番大事ではないかと考えております。

山西委員

つまり信頼関係は十分あるということでよろしいですか。

梅田感染症・疾病対策室長

信頼関係は十分あるということでよろしくお願いたします。

山西委員

それから、県が備蓄しているマスクについてお尋ねしたいと思いますが、徳島県で災害用でマスクを備蓄していると思いますが、総枚数はいくら備蓄していますか。

頭師保健福祉政策課長

県のマスクの備蓄量の御質問でございますけれども、県におきましてはサージカルマス

クをはじめとした備蓄をしているところがございます。このマスクは、各部の業務のため、中でも、医療関係それから保健衛生現場の従事者が使用するためにとということで、備蓄をしているところがございます。備蓄量につきましては、こうした優先業務に使用するためであるため、非公表とさせていただいておるところでありまして、御理解いただきたいと思います。

山西委員

非公表にする理由がよく分かりません。それを隠す理由があるのかどうか分かりませんが、では、基本は医療従事者に使用するという御答弁を頂きましたけれども、様々な状況が刻々と変わっておりますので、もちろん医療従事者を中心にとすることはあり得ると思いますけれども、使用方法については適宜柔軟に対応していくべきだというふうに考えますが、そのあたりはいかがですか。

頭師保健福祉政策課長

使用の柔軟な対応という御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり医療関係・保健衛生現場というところが蔓延^{まんえん}の防止と、それから例えば、仮に患者が発生した場合の入院医療の対応ということで、非常に優先度は高いとは考えておるところでございます。

ただ、非常に今マスクの需給関係が逼迫^{ひつぱく}しているというのは承知しているところでございます。今後のその状況を見ながら使用に当たっては十分庁内でも協議をしてまいりたいというふうに考えております。

山西委員

マスクの備蓄枚数を非公表にするということについては、私は理解に苦しむところではあります。緊急事態ですので、現時点で情報の出し方の判断が適切だったのかということとは問いませんが、情報の出し方が適切かどうかというのは、今後しっかり検討するべきだというふうに思っております。

今は、取りあえず緊急事態ですから対応に当たっていただいて、落ち着いたら情報の出し方が適切だったのかというのを、後に検証できるように、しっかり今やっている対応の仕方の詳細を記録をしていただき、後にしっかり検証できるようにお願いしたいなというふうに思います。

達田委員

何点かお尋ねをいたします。今、マスクを買いに行っても、ティッシュペーパーを買いに行っても、お店に無いんですよ。新型コロナウイルス感染症ということで皆さん非常に敏感になっておりますが、ちょうどインフルエンザも流行している、風邪をひいている方も多い、花粉症も始まったということで必需品なのですけれども、店頭が無いんです。それで、マスクだけではないんです。ティッシュペーパー、それからウエットティッシュ、さらに女性の生理用品とか、関係ないと思うんですけれども、そういうものまで店頭で並んでいない状況ですけれども、これが店頭で並ぶようにならないと、家庭の衛生状況が保てない状況なんですけれども、これについて県はどのような見解をお持ちでしょうか。

坂東危機管理部次長

マスクをはじめとして、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等生活必需品の不足ということについての御質問と受け止めております。まず、マスクについては、先ほど山西委員からもお話がありましたけれども、現状、国において、オイルショックの時に発動した緊急措置法を用いてメーカーから買い上げをするというふうな話は聞いておりますが、トイレットペーパーそれからティッシュペーパー等については、ほぼ国内で生産をしていて需要は満たしていると、ただし、今現在無くなるというふうなデマが流布されておりました、それに基づいて全国的にそうなんですけれども、県民の方、住民の方の購買行動というのが、少し不安に基づいて動いてしまっているという状況にあります。

我々も確認しておりますけれども、メーカーからは供給に関しては十分ありますということですので、この点は我々もツイッター、それからホームページ等で情報発信をしております。もう少し状況推移を見守りたいと思っておりますが、マスク以外の物については、早晚供給が満たされるものというふうに考えております。

達田委員

毎日お買い物に行かれています方もいらっしゃるかと思うので、御存じかと思うのですが、店頭には紙製品が無くなるというのはデマですとか、大きく書いてあるんです。ですから、皆さん惑わされないようにしてくださいと書いてくれてあるんですけど、商品は無いのです。ですから、購入することができないという状況で、本当に皆さん毎日の生活で困っております。いつ頃店頭に並ぶのか、特にトイレットペーパーは県内でもたくさん生産しているので、大丈夫といわれながらも店頭に並んでないのです。いつ頃店頭に並ぶのかなと待ちに待っているのですけれども、見通しはあるのでしょうか。

坂東危機管理部次長

見通しにつきましては、流通の関係者の方に伺っておるところでは、その店舗に搬入する曜日というのは決まっています、その中で供給をしているというふうに伺っております。ただ、ほとんど売り切れという状態になっているのは、私も検認しておりますけれども、それが解消するかということについて、今ここで具体的に何日後ですとお答えするような情報は持ち合わせていない、という状況でございます。

達田委員

日用の衛生用品につきましても、どういう見通しかと、県内で立派なティッシュペーパーとかいろいろ製造をしているのですから、どれぐらいの備蓄があって、いつ頃店頭に並ぶのかというようなことを情報として教えていただいて、県民の皆さんに安心してくださいということをお知らせすることが必要ではないかと思っておりますので、是非きちんとした情報を知らせていただければと思います。

それと県が備蓄していたマスクとか、あるいは消毒用アルコールとかいろいろあると思うのですが、何日か前に中国で問題になりました時に、徳島県はいち早く支援物資として贈られたということで、非常に立派なことだと思いますけれども、今現在、徳島県

内、特に県立病院で医療従事者の方々のマスクとか、消毒用アルコールなど、また患者さんの分、手指の消毒とか必要だと思うのですけれども、そういうものはきちんと足りているのでしょうか。

阿宮病院局総務課長

ただいま、達田委員から県立病院における状況はどうかという御質問を頂きました。県立病院につきましては、3病院とも第2種感染症指定医療機関の指定を受けておるところでございます。専用の感染症病床を備えるとともに、手袋マスク等の防護具、医療資機材を備蓄しているところでございます。

今の備蓄の状況でございますが、先ほどの県全体についてということではなく、県立3病院の現場においての備蓄でございますが、物資諸々ございますけれども、まずマスクにつきましてはサージカルマスク、顔を覆う大きなマスクですけれども、こちらの種類の物が県立病院合計で6万3,000枚、それとN95マスクという非常に細かい粒子も捕集することができる専用のマスクにつきましては、1,860枚といった状況で、あと手袋、防護服等につきましても当面の医療の提供には支障のない備蓄はできているといったところでございます。なお、先ほど保健福祉政策課長からございましたとおり、関係部局とも連携をとりまして、医療提供に支障を来さない形での対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

達田委員

医療従事者の方の備蓄が無くなってきたら困りますので、是非、御配慮を十分にお願ひしたいと思います。備蓄用のマスクというのは医療従事者の方だけでなく、ほかに学校とか、あるいは子供たちが通っています学童保育とかに配布するということはあり得るのでしょうか。

坂東危機管理部次長

現在、医療従事者若しくは検体採取に従事をするような保健衛生部門の職員用のものとして備蓄をしておりますけれども、先ほど山西委員からも御質問がありましたが、その状況状況に応じて柔軟に供給先というのは変わってくるものだと考えております。

ただ、今現在の状況として全国的にマスクが不足している中で、学童であったり、学校であったりというふうな現場に関しましては、今回感染症が一つの健康危機管理という中で、やはり医療の提供体制、感染症の最前線に立っている医療従事者に対する防護策というものが最優先というふうに考えておりますので、現状においては医療従事者の供給というものを先が見通せない状況でもありますし、現状の中では難しいというふうに考えております。

達田委員

今、子供の居場所ということで、関連して学校ではそれぞれの自治体で対応が違っているのですけれども、子供が一斉休校になってしまって、見てくれる人がいない、親が仕事を休まなければいけないというような状況になったりしている御家庭もあります。そうい

う中で、小学校の低学年については登校してもいいですよということで、見てくれる学校もある。また、学童保育というのが非常に大きな役割を果たしております。学童保育は春休みとか、冬休みとか、夏休みは丸一日中見てくれているんですが、全く予期しなかったこの時期に朝から見てくれているのですよね。そういう中で、実は学童保育でも消毒用アルコールとか、マスクが不足している所が出てきているのです。

阿南市にお聞きしますと、学校については、消毒用のアルコールなどは教育委員会が配布してくれましたということなのですが、学童保育につきましては、管轄が違うので不足している所もあるのです。

それで、一応子供が毎日通うし、また、朝夕は保護者が送り迎えするという所になっておりますので、そういうものが足りているのかどうかというのをきちんと調査して、無い所にはきちんと配布をするというような体制が、早急に必要ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

西沢委員長

小休します。(11時19分)

西沢委員長

再会します。(11時20分)

坂東危機管理部次長

マスクに限らず、今回の一連の感染症対策の中で日々刻々変わっておりますけれども、地域におけるニーズ等につきましては、市町村関係機関等に連携しながら、しっかりと把握をして、今後の対策に活用したいと考えております。

達田委員

市町村が責任を持ってやらなければいけないことは当然なのです。ただ、全国的に物資が不足しているというような状況で、徳島県でもお店へ買いに行っても何も売ってない。そういう状況の中で、人が集まる所、特に学校に行けない子供さんを学童保育でお願いしますと、国がそう言っているわけですから、責任を持って対策を講じていかないといけないと思うのです。消毒用のアルコールも無いという状況で、本当にいいのかと。物資があるといいながらも、なかなか置くべき所に置けないという状況を認識していただいて、早く対策を立てないといけないと思うのです。

市だけでなく、県と市が協力して対策を立てて行くということをしないと、市民の健康がなかなか守れないという状況になっていくのではないかと思うのですけれども、調査をするというのはどうなのですか、物資を置いてくださいというだけではなくて、どこでどう困っているかということを知ることもしないのですか。

坂東危機管理部次長

ニーズに関しましては、詳細に個数が幾らという話は我々も現在、備蓄物資というものがそれだけの量が有りませんので、調べてもなかなか供給ができない状況ではあります。

ただし、それぞれのニーズにつきましては、今後国においても物資の供給に関しましては、法律に基づいて提供されるというふうに伺っておりますので、それらも踏まえながらというところでいろいろな困りごと、特に今回一斉休校ということにつきましては、初めての試みということですので、我々についても未知の世界ではあります。その中で、先手先手を打つためにニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

学童保育については、人的配置であるとか、いろんなことが問題になってきているのですけれども、学童保育で見てもらうんですよということを国が言い、そして県が言っている状態ですよね。ですから、そういう体制を取るのであれば、きちんとした衛生管理ができるような体制をどう作っていくのかというのを責任を持ってやっていかないといけないのではないかと、足りないからしょうがないでは、済まないと思うんですよ。国に対しても、きちんと対応策を求めていただく、そして県としても努力をするということ、是非していただきたいと思います。

もう1点は、先ほどお話もありました検査の体制なんですけれども、県外へ出張などで行って、帰ってきたら何日も熱が続くので、新型コロナウイルス感染症でないのだろうか、検査してもらいたいといっても、検査してもらえないというような話もお伺いしました。それで、検査体制というのはどうなっているのか、どういう場合に検査をされるのか、教えていただけますか。

梅田感染症・疾病対策室長

ただいま、どういった基準で検査を受けられるのかとお尋ねがございました。本県におきましては、厚生労働省で示された基準に基づいて検査を実施しております。国から示された通知ですけれども、まず、発熱また呼吸器症状を有するものでありまして、新型コロナウイルス感染症であると確定した者と濃厚接触がある方であったりとか、37.5度以上の発熱、かつ呼吸器症状を有しまして、いわゆる湖北省や浙江省、あと新たに韓国の大邱などの地域に渡航、または居住していた方であったりとか、あと発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般的に認められている医学的知見に基づきまして、集中治療その他これに準ずるものが必要であって、かつ直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものに加えまして、実は2月27日に新たに事務連絡がございまして、そこで37.5度以上発熱、かつ呼吸器症状を有しまして入院を要する肺炎が疑われるものと、あと医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑うものという基準に基づいて、当県では検査体制を整えているところでございます。

先ほどお話がございましたように、熱が4日以上続くであつたりとか、ひどい倦怠感けんたいが続く、あと呼吸器症状、息苦しさが続くということがありましたら、まず帰国者・接触者相談センターに相談があるかと思えます。そこで、今申しました基準と照らしあわせ、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑うということで検査が必要だということになりましたら、帰国者・接触者外来に受診をしていただいて、検査をするという体制を取っております。

当県におきましては、その後適切に対応させていただいていると考えておりますので、

よくマスコミであったりとか、SNSなどでなかなか検査が受けられないというような書き込みがあったりすることが見受けられますけれども、本県におきましては適切に対応できていると考えております。

達田委員

県外でいらっしゃる方でも希望者というか、心配な方は徳島県で検査できますよというようなことをおっしゃってくださっていますよね。それはありがたいことだと思うのですが、今まで徳島県内で検査した方の数というのは何人いらっしゃるのでしょうか。

梅田感染症・疾病対策室長

今までの検査実績についてのお尋ねがございました。昨日までの実績でございますけれども、本県におきましては29件の検査をさせていただいております。県内におきましては、県内、県外に関わらず帰国者・接触者相談センターに相談がありましたら、そこでまずいろいろお話を伺いまして、医師が総合的に判断した結果、これは受診が必要ということになったら、帰国者・接触者外来に受診いただいて検査という体制をとらせていただいております。

達田委員

今まで渡航された方とか、あるいは海外の方と接触した方とか、それから先ほどおっしゃったクルーズ船に乗っておられた方とか、いろんな限定的に言われておりましたけれども、若い方がライブハウスに行かれて、本人は元気だけれども、そういう方が保菌をされていて、そして移してしまう。若い方同士というのは元気な方が多いらしいですけれども、特に高齢者に移ってしまうと重篤になる場合があるということで、高齢者対策というのが非常に大事になってくると言われています。

今、学校が休校ということで、子供たちの対策というのは休校などの対策をしているわけですが、高齢者の方に対してウイルス対策をどういうふうにお知らせし、予防しているのかという点です。一般の方、それから施設に入っている方、いろいろありますけれども、高齢者についての感染症対策をどういうふうに行っているか、お尋ねしたいと思います。

重田長寿いきがい課長

ただいま、委員から高齢者の方に対する新型コロナウイルス感染症対策ということで御質問がございました。施設等に入所されている方につきましては、非常に重症化するリスクが高いということで、施設の中に持ち込ませないため、感染予防の対策を徹底するように、厚生労働省の基準等に基づきまして案内をしているところでございます。ですので、職員の方もまず毎朝検温をしていただきまして、発熱とかがあった場合には出勤しないとか、あるいは面会等も制限をする、必要最低限のものにする。あるいは委託業者等につきましても、入る時には中まででなく、入口や玄関だけで対応するとか、そういったような感染予防の対策の徹底をお願いしているところでございます。

また、施設を利用されていない在宅の方につきましては、通常の一般の方と同じように

広報をしておりますし、サービスを利用されている方につきましても、先ほど同じように利用する前には、必ず検温等もさせていただいて、疑われるような場合があれば、先ほどの接触者相談センターにも随時御相談をいただきまして、指示を仰ぐような形で対応を取っていただいているところでございます。

達田委員

高齢者の方、私も高齢者ですけれども、スマホとか、なかなか見ない方も多いわけです。そういう中で、こういうことに気を付けてください、こういう生活をしましょうという周知徹底というのが、なかなかいき渡らない部分があると思います。地域でシニアクラブなどのいろんな団体がございますので、そういう中で、分かりやすく回覧で回していただくとか、いろんな方法で高齢者の方が分かるような方法で、是非、周知徹底をしていただけたらなと思います。今、もうとにかく人ごみに行かないことなどを徹底するしかなかなか方法がないように思うのですけれども、マスクも無い中で本当にどういうふうにして生活をしていくんだということで、皆さん心配されております。是非、高齢者対策というのを十分にさせていただきたいと思います。

もう一つなのですけれども、高齢者の方が入所されている所のいろんな対策、先ほど言いましたマスクですとか、アルコールとか、そういうのも十分にあるのかどうかというのをお尋ねしておきたいと思います。

重田長寿いきがい課長

ただいま、高齢者施設におけるマスク等の備蓄の状況というお尋ねでございます。こちらにつきましては、現在、各施設のほうに在庫の状況等をお尋ねをしているところでございまして、まだ全ての回答というのは、まとまってはいないところではあるんですけれども、今現在の段階で返ってきている部分で推計というところになります。マスクにつきましては、おおむね普段使用している量でいけば、残り10週程度分ぐらいは備蓄をされているというふうにお聞きをしております。

達田委員

今、お見舞いとかにもなかなか行けないような状態なのです。お見舞いに行っても、マスクをきちんとしてないと、なかなか入らせてくれない。マスクを持ってない方は遠くから来てもお断りと、そういう状態だというふうにお伺いしました。早い段階の物資の回復が待たれると思っておりますので、一日も早く情報の周知、それから物資の回復ということに力を注いでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に1点、県の職員さんで、あるいは病院局の職員さんで、子供さんが学校を休みになっているので、どうしても休まないといけないということで、お仕事を休んでいる方というのは何人かいらっしゃるでしょうか。

坂東危機管理部次長

一斉休校に伴い、県職員及び病院職員等で休んでいる職員はいるかということについての御質問でございますが、個別に何人という数字はつかんでおりませんが、県全体の方針

としまして、テレワークというものを推奨しております。これにつきましては、2月中旬ぐらいから具体的にテレワークの環境というものも、これまでの環境を更に拡大をして、柔軟な運用ができるような体制を人事当局と擦り合わせをし、既に整備をしております。この一斉休校につきましても、そうしたテレワークを活用して業務に支障が出ないように体制を取っております。

阿宮病院局総務課長

県内の一斉休校についての各県立病院における状況でございます。県内学校の一斉休校に伴う影響につきまして、現在の所は各県立病院とも通常通りの体制を維持できているところでございますが、なお、措置が始まってまだ二日でございますけれども、看護体制をはじめといたしまして、各部門における詳細の状況については、改めて確認中ではございます。

また、今後の対応に当たりましては、職員個々の実情それから各学校における対応もございまして、そこらあたりも勘案の上、勤務シフトも工夫するなどいたしまして、各圏域の拠点病院ないしは、先ほど申しました感染症指定医療機関としての担うべき役割、これを踏まえまして、地域で必要な医療の提供に支障が生じることがないように、できる限りの対応、それから体制確保といったことに努めてまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

今のところは、何人いるかという人数的には分からないということなんですよね。今、子供さんが休んでいますので、学童保育も有る地域と無い地域もあるということなので、預けたくても預ける所がないという方もいらっしゃると思います。そういう場合に、子供は見ないといけないし、仕事もしないといけないということで、過重労働にならないように、健康を守れるような方向で、やっぱり職員さんが健康を守れないと県民の健康も守れませんので、是非その点も気を付けていただいて、この時期を皆で乗り切っていけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

仁木委員

新型コロナウイルス感染症の関係で、危機管理の観点から何点か質問をさせていただきたいと思っております。意見も述べさせてもらいたいと思っております。学校の休校のことに関して、国のほうが強制的にすべての学校を休校させるという選択をできてないという状況もありますから、各自治体の判断によって、まちまちな対応をされているかと思っております。

今やっている中で、非常にいろんなケースが県内でもありますね。早期ではなくて結構ですけれども、どこかの時点でこういう時はどのようなやり方がいいということは、市長会とか町村長会が、まだ多分開いていないのと違うのかなと思うんですけども、意見聴取をしたり、ある一定程度その会でまとまったら、県のほうで指針というか、そういったものも出されるべきではないかと。各市町村が独自で判断していますけど、判断がまばらというのは、住んでいる地域や自治体によって命の危機というか、健康の価値が変わってくる、やっぱり広域行政である県として、その点をまとめていかないといけないと思

ますので、その点をまず冒頭に意見として述べさせていただきたいと思います。

美馬教育長

今後の対応につきましてでございますけれども、現在も教育委員会を通じまして、全てのスケジュールをできるだけ連絡体制を密にしております。御承知のとおり、2月28日に市町村の教育委員会にも休校に対して通知を出しました。その際、どのような対応をするのかということについても、それぞれの市町村ごとに聞いております。今後も、例えば、登校日をどうするのかとか、終業式をどうするのか、また、春休み以降については、まだこれから追って状況を見ながら、情報を提供するとしております。

また、休校中におきましても、今後こういうふうにしたいということがありましたら、相談も掛けてこれるような体制も作っておりますので、そこらはそれぞれに周知も指導助言等も的確にやっていきたい。そして、統一する必要があるなというようなことについては、我々がしっかりと指針を出していきたいというふうに考えております。

仁木委員

1番良い策を今回のケースで対応策というのは持つておくべきだと思いますので、その点、全て同じにしないとは思っておりません。教育長の今の御答弁の内容と同じ趣旨でございますから、すぐにといいのではなくて、今後、各首長さんがいらっしゃるかと思えますから、1番良い対応を聴取されたらどうかなと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

クルーズ船の対応から含めてなんですけれども、あそこから発端にというのが1番大きな原因かなと思いますけれども、そこをひも解いてみましたら、1番は全員の検査を即時にしなかったというところが、一つあるかなと思っております。それともう一つは、感染者をクリーンゾーンとか、いろんなゾーンに分けて対応していないというような報道等もありますけれども、やはり検査体制というのは非常に大事だと思いますし、検査をなかなか全部できないという現状は、検査器具以外にもあるはずなんですよ。

例えば、1番に第一線の個人病院に行くとしませよね、行って検査もしたとして、そこで陽性でしたとなったら、その病院に行かないようになるかもしれないです。だから、もうちょっと先だったら風評的にも感染が拡大していますよという話だったら、皆さん第一線の個人病院に行くかも知れないし、第一線の個人病院のほうだって検査もしやすくなるかもしれないし、地域包括支援ケアシステムの流れからして、1番最初に行く病院というのは個人病院になってくるのではないのかなと、だから保健所に先に連絡してからという指導とかを公表されていると思うんですけども、検査が進んでいかなかったら実態というのは把握されないし、見えない恐怖に怯えて行くということもあると思うんです。

今、何ができるか、そういう事態を防ぐといいましたら、もし一気に感染が蔓延した時の受入れ態勢だと私は思います。今の県内での病床数を見ておりましたら、対応できるのは23床ということでありましてけれども、この23床で最短というか、最小でキャパシティを私なりに考えて、2週間、最長14日で単純に計算しますと、1ベット当たり2回転ですよ。そうしたら、23床であれば46人が1か月当たりの最低の対応ができる数かなと思うんですけれども、これ今、水際から入ってきた中で、県内は治癒され回復されたということ

で、感染者はいないというところですがけれども、検査が進んでいった中で一気に出てくる可能性もあります。だから、そういうような状況の中で、果たして23床というのは、1か月46人というのは大丈夫なのかなという、ちょっと危惧がございます。その点で見ましたら、もし仮に23人若しくは46人以上の感染者が出た場合、この病床数で大丈夫なのかというところと言いましたら、この病床数というのは感染が拡大した時に受入れ態勢を整えるためにも、何らかの方策というのは必要なのではないかなと思います。委員長が、別の委員会で共栄病院のこともおっしゃっていただいたと思いますけれども、そういったことは、今後を見据えた上で非常に大事だと思います。その点何らかの方策というのは示すべきだと思いますけれども、何か案がありましたらお教え願いたいと思います。

鎌村保健福祉部副部長

ただいま、仁木委員より新型コロナウイルス感染症に対しましての医療提供体制全般についての御質問と考えております。特に、入院について最終的にこの入院を受け入れて治療していくに当たってのところとっておりますけれども、まずPCR検査の体制ですけれども、検査に至るまでの流れにつきましては、先ほど室長のほうから御説明させていただいたところがございますけれども、ポイント的なところをもう1度言いますと、最初の方は武漢からというような所の一定の地域の濃厚接触者で症状があつてというところから、基準が段々と地域が拡大され、そして現在では医師の総合的判断、そして、そこに基づいてのところとなっておりますので、本県におきましても検体数は増加しているところで、適切に行っております。また、先週、県医師会におきましても対策本部を設置していただきまして、関係機関にもこういった体制で検査を行っておりますという、御案内等もしていただいております。協力もいただいております。

さらには、委員からおっしゃっていただきました、次の蔓延^{まんえん}に向けて国からも示されましたように、ピークを下げる、遅らせる、それとともに、提供体制もという両方の拠点に向けて取り組んでいるところでありますけれども、まず、入院病床につきましては、感染症病床が、御案内のように23床というふうなところで、こちらにつきましては四つの感染症指医療機関であります、大学病院そして三つの県立病院で、23床が陰圧室があります感染症病床ということとなっております。そして、そのほかに陰圧室と呼ばれます感染対応としましては、結核病床がございます。結核病床につきましては、県立3病院で17床、そして東徳島医療センターで20床ということですので、こちら全体を足しますと60床となるわけなんですけれども、この東徳島医療センターにおきまして、現在県内の全体の結核患者さんの集約化ということで御対応をいただくという方向で調整をしております、こちらで結核患者さんの入院のほうを当たっていただくと、そして4病院では特に重症、中等症の方につきましては、集中治療等が行える大学病院を中心として検討していただいているというところでありまして、現在23床から何とか結核病床の17床を足した40床で対応をいただける方向で、今、4病院のほうで取組を進めていただいているというところがございます。さらには、今後の感染拡大を踏まえて、病床を拡大ができないかどうかというところに取り組んでいるところでございます。

ただ、委員からも御指摘がありましたように、軽症の方等が外来を受診されることで、御本人が感染にかかる、あるいは感染をほかの方に移すというような危惧もありますので、

特に先ほどおっしゃられました、若い方々の症状が軽症でということですので、そういった方はできるだけ早めに休んでいただいて、感染拡大防止であったり、本人は静養していただくというふうに努めていただくことで対応していただき、重症化対応に向けて、早くそういった方へ対応ができるような体制、検査、そして外来、入院ということが取り組めるように、これから関係医療機関と共にしっかり取り組んでいくこととしております。

仁木委員

今のお話でありましたら23床で対応していた分を、40床に増やすということでの御答弁であったと思います。1か月でいえば、約80人以上は対応できるということだと思います。ですから、蔓延^{まんえん}した際の受入態勢の強化ということ、今から考えられるべきだと思いますので、その点要望というか、投げ掛けをさせていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

デマというか、ずっとこんな状況で不安感を感じられている県民の皆さんはいっぱいまして、デマというのは正確な情報が伝わってないから、デマになるということが原因だと思うのです。これは報道が悪いというわけではないと思ひまして、やはり正確な数を把握されているのは県でないのかなと、ですから県しか正確な情報を出せないのではないのかなと思うわけです。

国だって、多分県に問合せをして数字を把握されていると思ひますから、県が1番の正確な情報源であると思ひます。県のホームページ等々を見てみましたら非常によくできておりまして、1番最初のトップに新型コロナウイルス感染症の関係で黄色や赤色で注意を促すような情報の出し方、バナーでしてくれておりますけれども、やはり県民が知りたいというのは、現状の感染者と死亡された方というよりも、回復された方が何人いるのかというのが安心感につながると思ひます。

ずっと前から思っていたのですが、昨日の四国放送の県民の声みたいな内容で出ていたみたいですけど、正に同じ思いでして、ホームページを開いたら分かりやすく感染者数と回復者数、また発生数とか、そのほかに今検査中ですとか、いろいろと出し方はあるのですけれども、正確な情報を県が発信する、いつでも見えるような体制というのは必要かと思ひますけれども、その点改善というか、最新の情報を公表するということについて、行っていただければと思ひますけれども、その点お聞かせ願ひればと思ひます。

梅田感染症・疾病対策室長

今、仁木委員から正確な情報発信の重要性ということでお話を頂きました。回復者の状況であったりとか、発生状況、あと検査の状況ということでお話を頂きましたけれども、現在、県のホームページにおきましては、感染者の発生状況も載せさせていただいておりますし、回復者の状況ということで、先日の退院されたというような状況も載せさせていただいておりますし、あと検査情報につきましてもホームページに一応載せさせていただいております。今後先ほどお話があったように、やはりデマ情報ということで、県民の皆様が不安になるということを解消するためには、県のほうがきめ細やかに情報発信をしていく必要があると考えておりますので、今後とも、きめ細やかな情報発信を進めてまいりたいと思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

頭師保健福祉政策課長

若干補足させていただきます。ホームページの出し方のところですが、まず検査件数につきましては、先ほど室長からもありましたように、全部で今29件ということですが、毎日ごとに何件検査しているか、そのうち、何件が陰性であったか、陽性は何件であるかと、そういったものを今ホームページで公表しているところでございます。

今後の情報の開示のところでございますけれども、県民の皆様いろいろな情報を積極的に公開していくという姿勢で臨みたいと考えておりました、例えば、テレビ等でも報道されておりますけど、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解、そういったものも厚生労働省のほうで公表されております。その中には、重症、軽症に関わらず約80パーセントの方は他人には感染していないであるとか、それから重症化する患者さんにつきましては14パーセント、6パーセントが重篤、重症化した人も半数は回復しているとか、そういった詳しいデータも載っておりますので、こうした情報をリンクを張ることによって、県のホームページからも見れるというようなことで積極的に取り組んでいきたいと考えております。

仁木委員

出されているのならいいのですが、事前に質問取りに坂東次長が来てくれましたけど、その時に二人で、こういうものですかというのを坂東次長が言ってくれましたね、公表しているのは知っているのですよ。あそこから変えてないのでしょ、金曜日から。変えているのだったら別にいいのですが、変えているのですか。

頭師保健福祉政策課長

ホームページの改定の状況でございますけど、検査件数の情報につきましては、昨日ホームページのほうに公表したところでございます。

仁木委員

失礼しました。私が今朝方見ていなかったもので、申し訳ございませんでした。おそらく見やすくなっているかどうか、また委員会の後に確認しますが、できるだけ、例えば、最近でありますとSNSでスクリーンショットをしてピュッとやって流すことができますし、そういった形で情報をデマじゃないんだということを理解してもらうためには、正確な情報を県民の皆さんが分かりやすく取得しやすくする、また、発信もされるということがありますから、そういったことができるように体制を整えていっていただきたいなと思います。

あと2点ございます。1点は、香港便についてでありますけれども、これも危機管理の観点です。先の経済委員会で、経済効果について質問をさせていただきました。その答弁は、宿泊者の関係で1億5,000万円の経済効果が出ておりますというような形でありまして、その時、私が申し上げたのは飲食の関係とか、いろんなものを入れたら約2億円ぐらいは経済効果があるのではないのかなというような質疑を繰り返したわけですが、これも、これは今日、防災委員会で申し上げようと思って言っていた前段でございます、経

済効果が見込まれた中でのいるのであれば、今の現状で政府も不要不急の外出も含めて、このような状況なんだからということで、運休を考えないといけないのではないかと思います。これは徳島と香港便を無くせという話ではありません。

今この後、3週間の便を運休する、その点をどこかで補填するとか、いろんなやり方があると思うのですが、キャセイドラゴン航空という一流航空に来ていただいているという1番いい状況の中で、キャセイドラゴン航空に運休とかの話をして、もしも徳島便をやめるとかいう話になってしまうことも危惧するわけですが、そういうことにならないように、事前にこのような相談をしたことがあるのかどうか、私は気になるわけです。ですから、質問させていただきたいのは徳島香港便について運休も見据えた中で、キャセイドラゴン航空とお話をされたことがあるのかどうかを内容は結構ですから、ちょっと教えていただければと思います。

遠藤運輸政策課長

ただいま、仁木委員から、これまで航空会社とはどのような話をしてきたかということの御質問かと思えます。今まで、外務省による海外安全情報におけます香港での感染症危機情報のレベルが、ほかの中国の湖北省や浙江省のようにレベル3の渡航中止勧告というのではなく、今のところはレベル2の不要不急の渡航中止という状況でございます。いろいろ、情勢が変わるたびに航空会社とは情報交換させていただいておまして、現地の状況でございますとか、ほかの空港の運休とか減便の動向につきましても確認させていただいておるところでございます。

徳島便に関しましては、旅行会社からも3月中旬以降、予約は一定数入っているというふうに聞いておまして、現時点では計画どおり運航する予定と聞いてございます。今後、日本の感染レベルが更に広がれば、香港政府の渡航レベルも引き上げられる可能性もございますので、運航にも影響が出ることも考えられることから、引き続き旅行会社や航空会社と連携を密にいたしまして、状況を注視してまいりたいというふうに考えてございます。

仁木委員

香港の国際空港はハブ空港ではないのですか、ハブ空港ということは、香港が良いとか悪いとかいう話でなく、そこでどうなっているか分からないということでもあると思うんです。県にダイレクトに入ってくるので、国内線も考えた時、同じではないと言われるかも知れませんが、ダイレクトに入ってくるのは香港便しかないわけです。

県が、香港便のために予算を組んでいるのが1億1,000万円、経済効果で試算されるのが1億5,000万円から2億円。利益が出ている時に運休するということは、やっぱり危機管理上、大切なことだと私は思うんです。キャセイドラゴン航空とは話はしていないというような感じかも知れませんが、今、話をされたほうが良いと思います、私はね。誰かが言わなかったら、話されないのと違うのですか、私はそう思います。

2億円の損失が出たとしても、徳島県経済の5,000億円、6,000億円の経済が止まるのと、どちらを比べるかについて明らかではありません、その点ちょっとそういう話合いを持たないか、電話でいいからすべきだと思いますけども、御所見お聞かせください。

遠藤運輸政策課長

2月以降、香港と日本を結ぶ路線の運休とか、減便がほかの空港では相次いでおりますが、この航空便の運休や減便につきましては、もっぱら航空会社におけます経営上の判断により行われておるものと認識してございます。地元の県とか、自治体から中止の要請を受けて航空会社に対応したのではないと、航空会社側の需要予測を基に対応したものであるというふうに認識してございます。

先ほども言いましたように、3月中には予約が入っておりまして、直行便の需要が一定数あると見込まれており、現時点では計画どおり28日まで運航するというふうにお伺いしてございます。

仁木委員

香港便については、最後1点言います。そのあと、もう一つありますから端的に申し上げますけれども、それだったら、もし感染が拡大するとか、それが香港便を経由したものであったら、航空会社が運休しなかったからいけないというわけですか。

私は、それが問題だと思うのですよ。国の対応だって後手だと言っていますけれども、ようやく記者会見で安倍さんが総理大臣として、全ての責任を取るみたいな感じで言ってくれた。やっぱり誰が責任を取るかが問題なんですよ、この危機の問題の時は。その点を十分理解されて、やっぱり話を合意をするということは必要だと思うんです。誰の責任なのか、リーダーを誰に決めるのかというのは大事だと思います。なんかコメントがあるのだったら教えてください。

遠藤運輸政策課長

今後、いろいろ状況が変化していくことも考えられまして、日本でも、更に感染が広がる可能性もございます。逆に香港のほうからも、政府から日本に渡航制限がかかる場合もあるかと思えます。こういう場合も十分考えられ、そういう場合には運航にも影響が出るということも考えられますので、そういうことも注視しながら連携を密にしていきたいと思いますというふうに考えてございます。

仁木委員

しっかりと責任の所在を明確にしておいていただきたいということ、それができるのであれば運休しなくても継続すればいいし、運休できるのであれば、運休されるべきだと私は最後に述べさせていただきたいと思えます。

いろいろと質問させていただきましたけれども、病院の関係であるとか、急に起こった時とか、蔓延した時、体制を整えるのに人員の確保とか、いろんな物資の関係とか必要だと思います。予備費で今回3,800万円の補正予算が入っているわけですがけれども、議会の物理的な話でいえば10日で終わります。10日で閉会ということですがけれども、10日から年度末まで、まだ20日間あるわけです。20日間に何かあった時、急に金を出すということができないと思うのですよ。20日間で急に何かしなければいけないとか、病院の体制を整えないといけないとかいう対応は、多分、物理的にできるのか、できないのか分からないのですけど、専決でやるとかやらないとかという話もあるのですけども、そこらあたり、思

うに、やはり閉会までに、よほどの新型コロナウイルス感染症対策の予備費というのを置いておく、置いておくというか、補正をするべきだと。1億円、2億円というよりも、緊急事態の時に知事が専決でもすばやくできるような億単位、10億単位とか、多分必要だと思うのです。それができないのだったら議会の会期を延長するとか、臨時議会を招集するとかいろいろあると思うのですが、何らかそういう決定に関するにおいてリスクヘッジということをしなないといけないと思うのですよ。それで1番こちらから言いやすいのは、新型コロナウイルス感染症対策の予備費というのを、いわゆる令和元年度補正予算で出されるべきでないのかなと、目的が決まっているというよりも、緊急な時に使えるように権限を持たれておる方、知事の判断でできるような対応策というのが必要だし、金が無かったらできないと思いますから、その点するべきだと思いますけども、何かコメントを頂ければと。

坂東危機管理部次長

これから、今年度末まで、議会閉会后20日程度ございますが、そして新年度に入っても6月議会まで新型コロナウイルス感染症が今後どういうふうに移って行くか分からない中で、機動的な対応を行うための財源確保という御質問と受け止めております。

この財源確保につきましては、さきの県土整備委員会におきましても重清委員から予備費であるとか、追加補正というものも含めて検討してはどうかという御質問を頂いておまして、私どもの危機管理部長からもそれについては、全庁的な取りまとめというものを検討して、形にしていきたいということを答弁させていただきました。

昨日、3月2日に危機管理対策本部、これ知事をトップとして現在、新型コロナウイルス感染症の事象に関しての対応体制として全庁的にとっておりますけれども、こちらを朝、開催いたしまして、この中で知事からの指示事項として、国のほうも今、政府としての第2弾の対策、第1弾は153億円の予備費を使ってというのがありましたけれども、今回、第2弾として政府においても予備費の発動2,700億円というものが、現在取りまとめの作業が進んでおります。

こうしたものも踏まえながら、我々としても今年度使うべきもの、それから次年度に向けて使うものについても、これは先ほど県内のニーズというものもありますけれども、そうしたものも含めて把握をしながら予想できるもの、それから予想が難しいものについても柔軟に対応できるように、そうしたものを取っていく必要があると考えております。従いまして、委員から今、御提案を頂いた内容につきましても、昨日知事から指示を受けております補正予算編成の中でしっかりと検討していきたいと考えております。

仁木委員

最後申し上げますけども、やはりすごい必要だと思いますので、そういった対応で補正を行う、それを議員の中で悪いという人はいないと思います。ですからそういった形でやっぱり補正の対応も含めて提出していただく、また追加ですけど、国の動向というのは年度末まで多分あると思うんですよね、新型コロナウイルス感染症の予算が早く先議でもすればいいんでしょうけど、だったら10日で閉会したら年度末まで20日間どうするのか、こちら疑問がありますし、決まった後ですぐに対応するのに、6月議会に諮るのか、そん

なことで間に合うのかと私も思うわけです。経済はずっと動いているわけですから、必要があるんだったら臨時会の招集も含めて依頼するなり、こういう時は考えられているほうがいいのではないかなということも申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

西沢委員長

午餐のため休憩いたします。(12時12分)

西沢委員長

それでは続きまして、再開いたします。(13時18分)

西沢委員長

感染予防にマスク着用不要ということをしてWHOが発表したと。ちょっと、何か妙な話が出てきました。当然、文教厚生委員会でも聞いたことがあるのですがけれども、新型コロナウイルスは、マスクを通過してしまいますよね。これは分かります。そういう感染した人がくしゃみなんかをして、つばきが飛んでしまわないようにという主要目的が当然あるのですけれども、だからといってマスクを着用しなくてもいいのではないかという、過度の使用は控えてという、どうもそんな話がネットでも出ていますけれども、県としては、そういうことになると、県民もいらぬのかと感うようなこともあると思うので、やっぱり県としての姿勢をはっきりさせたほうがいいのではないかと思うんですけれども、いかがですかね。

梅田感染症・疾病対策室長

ただいま、マスクの着用について県としての見解をとということで伺いました。先ほどお話がございましたように、マスクにつきましては、今現在、流通が非常に厳しい状況であると、ほとんど市中には無いということがございます。しかしながら、先ほどお話がありましたように、マスクにつきましては、例えば咳があつたりとか、そういう症状を有している方につきましては、やはりマスクを着用しまして、どうしても外出する際には着用していただきたいと考えておりますので、できれば適宜、適切にマスクの着用をお願いしたいと思います。それと風邪症状、咳があつたりとか、そういう症状がある方につきましては、無理に会社に出たりとか、出かけたりすることなく御自宅のほうで静養いただきたいと考えております。

西沢委員長

やっぱり、はっきりマスクは今までどおり、できるだけ着用してほしいと。無い人は仕方がないですがね、そういう姿勢でやったほうがいいと思いますので、そういうことを県のほうもしっかりと、今までどおりだということをお願いしたいと思います。

それで、先ほどからお話がありましたように、6人の内2人は大体の行動が分かりました。4人は分かりません。戻って来るまでは。しかし、戻って来てからの行動というのは、例えば、他の県の人なんかだったらあくる日にライブに行ったとかね。何かそのような話がありますけれども、まずこんなこともないのでしょうか。行動規制というのはなかなか

できないとは思いますが、行動把握はできると思うんです。そういう外出して大勢の所に行ったりということは、ないんでしょうね。電話で確認するだけですか。

梅田感染症・疾病対策室長

クルーズ船でお帰りになられた方の行動について把握されているのかということで、外出とかをされていないのかということでございますけれども、実は、下船の際に国から、不要不急の外出を控えてくださいということで指導されておりまして、保健所におきましても、健康フォローアップ、健康観察を行う際におきまして、注意事項についてお話させていただいております。ですので、必ず不要不急の外出を控えていくということと、もし万一、どうしても出る場合にはマスクを着用し、可能な限り長時間接触は避けるということでお話をさせていただいております。

ですので、当該対象者の方々につきましては、保健所で健康チェックを行わせていただきまして、御自宅のほうで外出を控えて、御自宅で待機されていると伺っております。

西沢委員長

いくら聞いても、伺っておりますまでやね。なかなか、どこかみたいにあくる日にライブに行っていたのだったら、それで今大問題になっていきますからね。本人がちゃんと聞いてくれればいいんだけど、という状況ですね。お願いの状況ですものね。このあたりがどうも、個人的な問題なのかどうかというのが、ちょっと引っ掛かりますよね。ですから、ペストとか第1級の感染症の場合は、強制力があるのでしょうかけれども、やっぱりこういう2級の感染症なんかは、2次感染症か、こんなのは、ちょっと弱いですね。

今、新型コロナウイルス感染症の対策を作っているというところですけども、新型の鳥インフルエンザの時は、本当に隣の県の兵庫県なんかで発生して、非常にピリピリして、絶対に四国に入らせないぞというような体制をずっと考えてきたと思うんですよ。あの時ね、私議長だったので、よく感覚は覚えていますけれども、すごいピリピリしていました。それに比べて今回は、国挙げて、県もそう、あんまりピリピリ感が感じられなかったですね。この差はいったい何なのか。これ新型コロナウイルス感染症とインフルエンザとどのように違うのか。そういうふうに感じました。やはり、もっともっとピリピリ感の中で、みんなが連携して行動をすぐに起こすという体制というのは必要なのではないかと思いますので、市町村との連携というのはどうなっていますか。市町村と話し合いは、何回しましたか。

梅田感染症・疾病対策室長

市町村との連携について、お尋ねがございました。市町村との連携につきましては、例えば、この度のクルーズ船で感染された方が確認がされたということでございまして、在住の市町村のほうにつきましては、連携を取りながら、お互い情報共有しながらということ。

(「話し合いは、何回やったのか」と言う者あり)

話し合いという形ではないのですけれども、一応連絡を取りあってというふうなことでございますので、その都度。

西沢委員長

県がこの緊急の対策の組織を立ち上げたのは、いつでしたか。

坂東危機管理部次長

県では、1月8日に中国での集団感染が確認されてから、危機管理連絡会議、そして1月30日からは危機管理会議を開催。1月8日からは4回、危機管理連絡会議をその都度行っておりますが、その後、1月30日に危機管理会議を行っております。このあたりは、警戒態勢という形で庁内の情報共有を図っておりますが、その後2月14日に、危機管理警戒本部という形で体制を強化をいたしました。さらに、2月25日には知事トップの会議として危機管理対策本部会議、これはいわゆる災害でいうところの災害対策本部に当たります。こちらで、県内での感染者発生を受けて体制を順次強化しております。

西沢委員長

その中で、市町村との連絡というか、単なる電話ではなくて、やっぱりこんな大変なことだから、たびたび会議を開いて、毎日毎日どんどんどん状況が変わっているのだから、本当は毎日ぐらいい感じで対策を練っているということが当たり前かなと。そのぐらいいでやっとなんかピリピリ感が伝わってくるんですけども、この会議の中で市町村と県も一緒になって会議をするというのを、今まで何回やりましたか。

坂東危機管理部次長

日々状況が変わっておりますので、市町村も全部集めて会議を行うというような形のもの、現在行っておりません。その都度、節目節目の通知でありますとか、大きな方針の決定に当たりますと、保健福祉部、それから我々危機管理部、それぞれ、そして例えば一斉休校の話であれば、教育委員会等々、それぞれの部局からの情報共有というのをやっておるところでございます。

西沢委員長

例えば、前の新型鳥インフルエンザの時だったら、市町村との会議をかなりやっていたような気がするのですよ。だからこう、何かピリピリ感がよく伝わってこないのかなと思ったりするのです。国自身が、なかなか情報開示していないから、やりにくいところはありますけれども、市町村と一緒にやって対策を講じていくと。そのためには、毎日とは言わないですが、1週間に1回ぐらいいは、全員でなくても担当者が対策会議を開いて、話を進めていくと、何とか頑張っていくという体制作りは早急にやってもらいたかったなというふうに思うのです。本当に、前回は四国は一つになって、入らせないような体制と一緒にやっていたような気がするのですよね。だから、ちょっと、国だけでなく、県のほうも、各県もどんなのかなというふうに思います。

それから、あつたらどうするかと思うのですけども、北海道は今、緊急事態宣言ですね。北海道庁では、発生してないんでしょうか。

坂東危機管理部次長

北海道庁での発生というのは、北海道庁の職員というふうに解しておりますが、そういう情報については、入っておりません。

西沢委員長

北海道庁は非開示みたいですね。非開示ということは、発症しているのかなと逆に思ってみたりするのですよね。今何人ですか、昨日あたりまで80何人でしたか。今はもっと増えているだろうと思うけれども、だいたい100人弱ですね。だから、発生してもおかしくないですよね。例えば、この徳島県庁で発生したらどうなるんです、どう対策を取りますか。いろんな会社が、操業の自粛とか、できるだけ出勤を控えるようにとかいう話ですけども、確かに難しいですけども、私も分かりません。でも、やはり県庁内で発生した場合、職員が発生した場合をどうするかということも、やっぱり考えていかないとまずいですよね。発生した時にドタバタしますよね。これ、どう対処していったらいいのか分かりませんが、どうですかね。

坂東危機管理部次長

県職員の間での新型コロナウイルス感染症の発生に関しましては、平成21年に、新型インフルエンザ等のBCPを作成しております。今回の事例で言いますと、職員が感染した場合、当然テレワーク等、在宅での勤務というものを組み合わせながら、業務の継続を図っていくという形になってまいります。

西沢委員長

それだけで大丈夫ですかね。まずは発症した場合に、その課だけではないですよね、関係者はどれだけいるか分かりませんよね。その人がどれだけ動いているか分かりませんし、エレベーターも乗っているし、どこでどう接触したか分かりません。だから、その課だけを閉鎖したりするだけではだめなので。でも、こういうことも考えていかないといけないという話です。私は、今すぐ結論は無理だと思うんですけども、先々を考えていかなければならないと思うんですよ。その時になって、考えるようではだめだと思うのでね。難しいですよねこれ、当然ながらテレワークだけではいけるとは思えません。みんながテレワークというのも無理ですからね。現実に出て来てからできない仕事もいっぱいあるのでね。

私が言いたいのは、そういうことまで含めて考えていかないといけないのではないのかなというところまで来たのではないかと、そういうふうに思うのです。答えは要りませんが、何かありますか。

坂東危機管理部次長

テレワークに関しましては、業務継続ということでお話をしたものでありまして、当然感染者が発生すれば、積極的疫学調査と感染情報に基づく対応というのはやっていくことになると思います。

また、執務室についての消毒、例えばドアノブの拭き取り等についても行われるという

ふうに考えておりますので、感染症法に基づく対策があった上で、それぞれの事業所としての業務継続に関してはBCPで対応していくということで、御理解いただければと思います。

西沢委員長

ちょっとよく分からないけどね。大変なことになるのは事実ですね。しかし、そういうことをきちんと、その場合はどうするかということを検討して、進めていってほしいなというふうに思います。

WHOのほうで、今さらそういう話を出すというのは、マスクの事だったんですが、非常に時期が遅いかなと思ったりするんだけど、みんながドタバタ劇をやっているのではないかなと。世界中がね、そんな気がします。

問題は、動物から人に感染して、人から人に感染するという鳥インフルエンザですか、ああいうことが20数年前位から問題になって、その対策を練らなければならないという話がありましたね。それは鳥インフルエンザだけでなく、新型コロナウイルス感染症も同じですよ。その対策が本当に、世界的にですよ、練れていたのかと、そういうことが、動物から人に感染して、それが世界中に蔓延^{まんえん}するということが、十分話し合われていたはずなんですよね、危機感を持って。それが、現実^{まじ}に起こって見たら、そういう話し合いをしていたのは一体何だったのかなと思ってしまふんですよ。

これは日本も一緒だし、徳島も一緒。社会的にどうも、私の感覚ではもっと早くできていた、やっていたのではないかと思っていたのですがね。そこらあたりが、やっぱり危機に対しては、もっと真剣に、これからどんな危機が来るか分かりません。氷が解けて、中からどんな菌が出てくるか分からないしね。

そういう、いろんなことが目の前にぶら下がってきていると思いますので、その新型コロナウイルス感染症とか、鳥インフルエンザだけでなく、そういう危機に対して対応というのは、しっかりとやって、国ができてなかったら国を突き上げるようなことをやってほしいなと思います。

それでは、ほかに質問ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

この際議員、各位にお諮りいたします。ただいま、扶川議員から発言の申し出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。員外議員の発言については、議員一人当たり一日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いします。

それでは、扶川議員どうぞ。

扶川議員

こちらに来る前に、上板町、板野町、藍住町、北島町辺りに少し状況を聞いてみました。上板町については、学童保育はまだやっていなくて、これから検討するんだそうですが、板野町と藍住町、北島町に関して言うと、共通しているのは、案外予想していたよりも学童保育や児童館の利用が少ない。これはやはり感染を恐れて、親御さんが頑張っているん

だろうと思うんですけど、これから1か月あるからどうなるか分かりません。

しかし、この調子でいけば、例えばマスクが極端に不足するとか、人混みがひどくなって感染がそこから広がるとかいう事態を避けられるかも知れないので、一定効果が上がってるのかなと思います。教育委員会としては、今の現状を何か把握していたら教えてください。

美馬教育長

ただいま、板野郡の中での状況ということでお話を頂きましたけれども、ちょうど本日、昨日付けで文部科学省から通知がまいりまして、従来、言っておりましたように、学童保育等を活用すること、そしてそれがもし足りない場合には、特にやむを得ない場合には、特に低学年の生徒さんを中心に学校を使用して、預かるということができるとの旨、それから、その他にも教室で預かる時に、どのぐらいの間隔を空けて子供たちを座らせるかありますとか、そういったことについても、通知がまいりましたので、ちょうど今日の朝に、全ての市町村教育委員会等にも発出をしたところでございます。

現在、当初から言われておりましたのが、石井町、それから阿南市におきまして、学校で預かるという計画を立てていると。それで今日の新聞にも載っておりましたように、徳島市におきましても、明日から預かりを始める。今後、どんどんそういった、今日のこの間にも、決めている市町村が出てくるのではないかということ、学童保育につきましても、県民環境部の管轄ではございますけれども、そちらのほうも合わせて情報を頂きながら、また、学校開放をどこどこが行う予定かということについては、今、調査をかけているところでございます。

また、これも毎日変わってくる可能性がございます。どの場所で、そして何時から、どのぐらいの時間を受け付けるかというようなことにつきましても、今後、継続的に調査をしていくというふうに考えております。

扶川議員

それで各町の状況、学童保育のことを聞いたり、児童館のことを聞いたりしてるうちに一つ気になったのですけれど。ある町で、せっかく学校を休業しているのに、マクドナルドに子供たちがたむろしているという話がありました。今日です、今朝。これでは、何のために休業にしたのか分からない。もう1回きちんと、親御さんに対して、この休業するということの主旨を子供に徹底するように、通知すべきだと思うのですが、いかがですか。

美馬教育長

今、何市とおっしゃいましたか。

扶川議員

何市でないです。本当はね、北島町でした。

美馬教育長

そういう情報もございますので、最初の通知の時には、この主旨をしっかりと理解させ

て自宅待機をするという旨は、通知はしております。しかしながら、そういった事象がございましたら、再度、まずは関係市町村に教育委員会等を通じて情報提供するとともに、また次の通知もございますので、そういった時にしっかりと、そういった主旨を徹底するようにということを示してまいりたいと考えます。

扶川議員

学校の先生は出勤しておられるわけですから、子供たちに定期的に連絡を取って、家にいるように、指導を徹底していただきたいと思います。

美馬教育長

学校におきましては、定期的には子供と特に担任等が連絡を取り合うこと。そして必要がある場合には家庭訪問をすること。そういったこともしっかりと取り組んでいるところでございます。また、県内の補導センター等では、今まで以上に巡視の回数を増やしていただくようにしております。それで全てが網羅できるものではありませんけれども、学校単独でも巡視等を行っていただくこともございます。

そういった中で、できるだけ校外においても、子供の感染を防ぐようなことを、できるだけ努めてまいりたいというふうに考えております。

扶川議員

それから、備蓄のことを私もずっと別の委員会で聞いてまいりましたが、総数を教えていただけない。今日は、6万3,000枚と、1,860枚という、福祉のほうで持っているマスクの枚数が出てきましたけども、そこまでおっしゃるのであれば、全体を発表していただい何が悪いのかよく分からない。そもそも中国に送ったマスクというのがありますよね。あれはどこから送られたのか。それから、それも含めて、全体の備蓄状況をもう1回明らかにしたほうがいいと思うのですが、変に疑心暗鬼になりますから教えてください。

坂東危機管理部次長

中国に送ったマスクにつきましては、商工労働観光部において、過去のイベントにおける余剰物資として保管していたものを、お送りしたというふうに聞いております。危機管理部で持っているものを送ってはおりませんで、これについては、国際的な交流の中でという趣旨で送られたと伺っております。

マスクの全量についての御質問でございますが、こちらについては、繰り返しになりますけれども、医療提供者もしくは公衆衛生の前線で従事する職員等の安全確保という観点から、備蓄を現在してございまして、今後、状況が変わってくれば、例えばマスクの流通が緩和するという確実な見通しがあるとか、いろいろ状況の変化に応じては柔軟に対応していくということも可能性としてありますけれども、今現在の状況としては、そういう医療従事者等の最前線で従事をする職員向けということで、数の議論というものは若干難しいのかなと考えております。御理解いただければと思います。

扶川議員

緊急性ということで、優先順位が高い、当たり前だと思いますけども、もう一つ優先順位が高いものがあると思うのですよ。高齢者施設で発生した時。これは、かなり優先順位が高くなると思いますが、施設によったら、この時点で足りない所もあるかも分かりません。例えば、施設間でそういうものを融通するというのも重要ですけども、場合によったら、そういう時も使っていただきたいと思いました。それは柔軟に対応するということから、そういうことなんだと思いますが、それ以上もう聞きません。

検査については、ホームページを見ましたけど、2月27日の事務連絡を受けて、お医者さんの検査が必要だという判断で、検査できるようになったと。これではちょっと分かりにくいんですね。県民に、どういう場合に検査が受けられるのかということ、はっきりホームページを見たら理解できるように、そういう情報発信をしていただきたい。ということは、例えば、症状がどういう場合、どういうことでお医者さんが、これは新型コロナウイルス感染症の疑いありと判断されたのか、それから年齢がどうだったのか、もっと詳細にホームページで発表すべきだと思うのですよ。

それと、お医者さんの判断で受けたほうが良いというふうになったのが、この現状の数字の中で何件あって、それから年齢構成がどうなっているのかということ、分かれば教えていただきたい。

梅田感染症・疾病対策室長

基準につきましては、正におっしゃるとおりでございます、そのあたりはホームページに提示できておりませんので、今後、県民の皆様に分かりやすい形で提示させていただこうと思っております。

一応、国のほうから、^{けんたい}受診の目安というふうなことで、発熱及び呼吸器症状4日以上であったりとか、ひどい倦怠感があったりとか、息苦しさがあるとか、あと高齢者の方につきましては、4日を待たずして2日という形で、そういう目安が示されておりますので、そういった形でホームページにも上げさせていただこうと思っております。

あと、検査の状況でございますけども、今現在、29件ということでホームページに上げさせていただいておりますし、公表させていただいておりますけども、年齢であったり、そのあたりにつきましては、公表させていただいていないという状況でございます。

鎌村保健福祉部副部長

ただいまの御質問につきましての答弁につきまして、少し補足をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、県民の皆様方に、やはり分かりやすく、変わっていく情報については適切に周知できるように、ホームページの充実をし、分かりやすいものにしていくということとともに、我々といたしましても、いろいろな媒体で、お一人お一人に届くような形でということで、県といたしましてもチラシを作って、関係団体を通じて手にとっていただけるような形。

また、県医師会におきましても、先ほど申し上げましたように対策本部を作ってくださいまして、それぞれ受診される方々にとっても分かりやすく、受診の目安、そして受診の目安というのは、こういうことがありましたら、まず、保健所へ御相談ください、医療機関におかれましても、保健所へということで、逆に窓口をはっきりさせていただいて、そ

ちらに御相談いただくということから、皆様方に分かりやすいものということで、今後も周知を続けているところでございます。

また、各市町村におかれましては、広報等も持っておられますので、幾つかのところでは早速、そういったところに第一面等に掲載ということも計画してくださっているところでございますので、様々な手段、媒体を通じまして、これからも発信してまいりたいと思っております。

扶川議員

あと、それぞれの県の罹患者に対する行動の記録みたいなのが、それぞれの県でモニターされていると思うのですが、それは、全ての県で共有される仕組みになっているんですか。例えばその間に、徳島県に立ち寄っていたとかいう場合は、必ず分かる仕組みになっているのですか。そうじゃなかったら、そうしていただきたいというのが一つと、それから、例えば藍住町の女性についても、専用のシャトルバスで横浜駅へ移動して、そこから羽田空港まで電車で移動したと。まあ、これ徳島県で言えば、徳島県のJRに乗ったというような話ですよ。そういう場合に、例えば徳島県から、こういうことですよということを、現地のほうにお知らせする仕組みになっているのですか。そういう情報共有がしっかりしてないと、どこでどんなふうに罹患する可能性があったかというのが分からないではないですか。そのあたりはどうなっているのか教えてください。

梅田感染症・疾病対策室長

行動履歴ということで、そのあたりの情報共有はどうなっているかというお尋ねだったと思います。行動履歴につきましては、その方の濃厚接触者ということで、感染の可能性のある方につきましては、御本人さんにお聞きするのです。それは国立感染症研究所のほうで、積極的疫学調査ということで行動調査をさせていただきます。

必要に応じて、本当にその方に対して、濃厚接触者に該当する場合、もし他県の方がそれに当たる場合でしたら、必ずこちらのほうから、該当の県に御連絡させていただくような形になっております。

扶川議員

もうちょっと聞きたいのですけれど、時間がありませんが、とにかく、患者だけでなく、濃厚接触者がどう動いたかということだって本当は知りたいぐらいのものなんですね。もう少し情報共有がきちんと図られるようお願いして終わります。

西沢委員長

以上で、新型コロナウイルスに関する質疑を終わります。

続きまして、防災関係についての質疑をどうぞ。

山西委員

私から2点お尋ねいたします。まず1点目は、来年度、近畿府県合同防災訓練を実施するというところでございますが、まず、この訓練の概要について、お尋ねいたします。

菊地とくしまゼロ作戦課長

今、山西委員から来年度開催予定の近畿府県合同防災訓練の概要についてということで御質問を頂きました。災害時におけます防災関係機関の相互の連携ですとか、広域的な防災体制の充実強化を図るために、近畿2府7県で合同訓練を開催するものでございます。

開催日といたしましては、来年度、令和2年11月7日の土曜日と8日の日曜日、訓練の想定としては、南海トラフ巨大地震を想定いたしまして、開催場所、メイン会場については、阿南市の橘港小勝緑地をメイン会場にいたしまして、サテライト会場として、まぜのおかや西部健康防災公園、また、あすたむらんど徳島などを活用させていただきたいと思っております。

この近畿府県合同防災訓練をより充実したものとするために、同時に開催する訓練を合同でいくつか開催したいと思っております。例えばですが、緊急消防援助隊の近畿ブロック合同訓練ですとか、関西広域連合の防災訓練、また石油コンビナートの総合防災訓練、これらの訓練を合同でやることによって、充実した訓練をしていきたいと思っております。

山西委員

県では、毎年9月1日に総合防災訓練を行っておりますが、この近畿府県合同防災訓練とはどのような違いがあるのか、その違いについてお尋ねいたします。

菊地とくしまゼロ作戦課長

山西委員から、毎年行っている総合防災訓練との違いということで御質問を頂きました。毎年行っている県の総合防災訓練は、おおむね県内の関係機関と連携することによりまして、被災時の現場での対応を時系列に実施することによって、実際の災害時の手順の確認ですとか、対応能力や技術の向上、また災害対応に対して住民の方々へ周知する趣旨、また、住民の防災意識の向上、これらを訓練の目的としているところでございます。

一方、近畿府県合同防災訓練につきましては、他府県など関係機関とも連携することによりまして、より広域的な訓練ということで、救出救助訓練はもとより、受援の訓練を力を入れてやっていくものでございます。自衛隊や警察、消防、海上保安部をはじめとした防災関係機関、また関西広域連合にも参加いただくことで、大規模災害時の連携や対応能力の強化を図る訓練となっております。

山西委員

南海トラフ巨大地震が懸念される中で、やはり私は広域で訓練をするということに、大変意義を感じております。今回行われる近畿府県合同防災訓練を実施するに当たり、県としてどのような効果を期待しているのか、そのあたりをお答えいただきたいと思います。

菊地とくしまゼロ作戦課長

山西委員から、近畿府県合同防災訓練の効果ということで御質問を頂きました。訓練内容の詳細につきましては、かなり大規模な訓練ですので、新年度に入ってから実行委員会を設置する予定としております。その中で、関係機関と調整していくこととしておりまし

て、今は具体的な細かいところは申し上げることはできないのですが、今回他府県をはじめ自衛隊や警察、消防、海上保安部などの関係機関との広域的な連携活動を強化することや、救助救援活動の技術の向上、また委員から御指摘を頂きました受援体制の検証、これらを行うことで、南海トラフ巨大地震発生時の死者ゼロを実現するために、大規模災害の対応能力の一層の充実を図ってまいりたいと思っております。

山西委員

期待しておりますので、是非頑張ってください。それから吉野川の治水対策について、お尋ねいたします。一昨年の西日本豪雨や、昨年の台風第19号、令和元年東日本台風と命名されておりますが、これらの豪雨により全国各地で河川で著しく水位が上昇し、大規模な氾濫が発生いたしました。こうした浸水被害の状況をマスコミが報道するたびに、仮に吉野川に発生したらと懸念しております。そこで、令和元年東日本台風をはじめ、他県での豪雨を経験して、吉野川においてはどのように対策をとっているのか、そのあたりをお伺いいたします。

新瀨流域水管理課長

ただいま、山西委員から、近年の豪雨を経た吉野川における治水対策ということで御質問を頂きました。吉野川の治水対策につきましては、平成29年12月に策定しております、吉野川水系河川整備計画に基づきまして、洪水を安全に流すための対策を講じているところでございます。

この計画におきましては、戦後最大流量を観測しております、平成16年の台風第23号、これと同規模の洪水を河川整備の目標に据え、住民の皆さんの悲願である無堤の解消に向けて、堤防整備などを進めているところでございます。

現状といたしましては、これまでの河川整備により、岩津下流におきましては、おおむね堤防整備を終えているところでございますが、未だ堤防が閉め切られておりません阿波市の勝命箇所や、岩津上流にあって、洪水の度に氾濫を繰り返している、10か所の無堤地区のうち、美馬市沼田箇所や、東みよし町の加茂第二箇所におきまして、現在築堤整備を進められておりますが、残る箇所につきましても無堤解消に向け、国へ早期の工事着手を働き掛けています。

また、国に対しましては、近年特に激甚化^{きょうじん}した災害が頻発している状況から、平成30年度に創設されました、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を積極的に活用いただき、例えば、阿波市の善入寺島付近などにおける、洪水の水位を低下させる樹木伐採や河道掘削によるしっかりとした河道の管理対策の実施を求めています。またさらに、日頃からの堤防の維持管理は非常に大事であるため、こうした対策に加えまして、日頃からの河川巡視や大規模な出水後の堤防点検、また洪水を安全に流すための堤防を適切に維持管理するためのメンテナンスの実施を重ね重ね求めているところでございます。

山西委員

他県で生じた豪雨では、堤防が弱体化し最終的には決壊に至り、街全体が浸水する甚大な水害となった河川もあります。技術的になりますが、堤防が弱体化する原因というのは

どのようなものがあるのか教えていただきたいと思えます。

新瀨流域水管理課長

今、委員から、堤防の強度低下ということで御質問を頂きました。

豪雨によって引き起こされます水害につきましては、それぞれ河川ごとに事象が異なってくるのが実態でございます。こうした事象が生じる一般的な原因ということで御答弁させていただきますと、まず川側から堤防が削られます、いわゆる侵食や洗掘、これは徐々に進行していきまして、堤防の表側から崩れていくことがございます。また、堤防に徐々に水がしみこみます漏水、これにより堤防内の強度が低下し、堤防の裏の法尻が崩壊していく場合もございます。

また越水により、堤防裏側の法尻が削られ、削られた箇所が崩壊していくという場合が考えられます。

このうち、越水についてですが、これまで数多くの洪水を経験してきた吉野川におきましては、現在、河川改修を開始して以降、戦後最大流量を記録いたしました平成16年、台風第23号においても、そういった現象は生じていないという状況でございます。

山西委員

近年、異常気象により甚大化する降雨の状況を踏まえると、既存堤防が洪水時にその堤防が発揮できるよう事前の対策をしっかりと講じておくことが重要だと思います。洪水時に堤防に侵食や漏水などが生じないように、堤防の機能強化をしっかりと平時からやっておくべきだというふうに考えますが、見解をお伺いいたします。

新瀨流域水管理課長

今、委員から、吉野川の堤防の機能強化ということで御質問を頂きました。

まず国におきましては、日頃からの定期的な河川巡視はもとより、大規模な出水時には直ちに堤防の点検を行っております。また小規模な漏水であっても、応急対策を講じております。加えまして、水防団や、地元の市町などと連携しながら、点検や水防活動など、強固な堤防が維持できるよう取り組んでおります。また、こうした点検により、仮に被害を確認した場合には、これまでの管理履歴や被害の規模を考慮し、災害復旧事業を活用し、しっかりと応急的な復旧工事を実施した上で、速やかな機能復旧に努めているところでございます。吉野川下流におきましては、平成30年度災害でございますけれども、徳島市の国府や、藍住町の徳命において、事業を実施している所がございます。

また今、委員からもありました事前対策といたしましては、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用し、進めております。

例を申し上げますと、吉野川市の川島箇所での堤防の裏法に浸透材を設置する漏水対策や、阿波市の西原箇所での河道の固定化を防ぐための河道の掘削、また同市西林箇所におきますブロック張りの浸透対策なども同様に堤防を強化の観点から、対策を実施させていただくこととしております。

今後とも国としっかりと連携しながら、洪水を安全に確実に流すための対策の一つである堤防強化につきまして、しっかりと進め、吉野川流域の安全安心の確保に努めてまいり

たいと考えております。

山西委員

一度氾濫が生じると濁水が一瞬で家屋、道路、田畑などに押し寄せ、街を水没させてしまいます。この対策としては、堤防は常に能力を発揮できる状況で維持管理して、その上で機能強化を図っていくことが重要であります。

引き続き国と連携しながら、洪水を安全に流すための無堤対策と、継続的な既存堤防の機能強化にしっかりと取り組んでいただきますようお願いして、質問を終わります。

南委員

通告もしていないのですが、その前に軽い質問で、今回トイレットペーパーが不足して問題になっていますが、徳島の場合、南海地震の対策などで、ある程度の個人備蓄が無いとおかしいと思うのに、なぜこうなっているんだろうと、すごく不思議なのです。一般の人はほとんど備蓄していないというふうに思っているのでしょうか、ちょっと感想だけ。

坂東危機管理部次長

今回トイレットペーパーのデマとは言いながら、市民の方が不安に駆られての行動というふうに考えておまして、今、委員から御指摘のとおり、実際に災害が起きた時のことを考えた場合にトイレの断水というのが一つあるのですが、トイレットペーパーというのは断水をしてても、用を足す時に必ず必要になるものでございますので、今回、恐らく多くの方はそういう備蓄というものが十分できてなかったのかなと。これも個人的な感触ではありますが、そう思っています。

今後の対策として、やはりこういうふうに不測の事態というのが災害だけではなくて感染症も含めて、いろんなパターンがあるということを踏まえて、トイレットペーパーが無くなるというと、我々はオイルショックの時の紙不足というのが昔ありましたけど、いろいろ生活必需品というものが市場から消えるということが、今の令和の時代でも起きるんだと。さらに30年、40年前に比べて流通が非常に発達しておりますので、在庫管理というのも以前は、裏の倉庫に行けばたくさんあるということもあったと思うのですが、最近は流通が発達している関係で、逆にそういうものが無くなってきている。効率がいいと言えはいいのですが、ある意味、脆弱性ぜいじやくが増しているということも指摘できると思いますので、こうした点も含めて、今回の感染症の話だけで留めずに、防災としての各家庭の備蓄というものにつなげていきたいと考えております。

南委員

普通の家庭だと、今はほとんどシャワートイレなので、断水すると多分トイレットペーパーの使用量が増えると思うのです。そういうのを見越して、家庭でこれぐらい、家族の人数によったら2か月分ぐらいかな、そういう目安をある程度公表したほうがいいのではないか。ミネラルウォーターは三日分あったらいいという話もありますが、そういうある程度家で備蓄しておくといいよというような想定量というのを、あまり強制的に言うのもおかしいですが、これぐらいあったほうがいいですよみたいな感じの広報をしていただき

たいなということ、今回の騒動で思いました。

話を換えさせていただきますが、今回ハイパー消防団員制度の創設というのが書かれているのですが、ハイパー消防団員というのはどういう作業というか、どういうことを想定しているのか聞かせてください。

佐藤消防保安課長

ただいま、ハイパー消防団はどういったことを想定しているかというお話でございますが、地域の消防団の方は、本来いろんな生業に従事しておりまして、その生業以外でも例えば、生業を通じて、建設業の方でしたら重機に慣れていたり、また趣味とかでドローンとかオフロードバイクをやっている方も最近はたくさんいらっしゃいます。

そうした方は、災害時に一定の情報収集であったり、道路の啓開^{けいかい}とか普段の延長で活動していただけます。そうした方が消防団の中にはたくさんいらっしゃると聞いておりますが、実際にそういった方を事前に登録していないというのが今の現状ですので、ハイパー消防団として各市町村において、登録するというのを新たに取り組んでまいりたいと考えております。

南委員

そういう団員を登録していくという中で、そういう人たちに活躍してもらおうと思うと、バイクや重機は建設会社とか市民の人とかで借りるとして、趣味用のドローンではなかなか実的にどうなのかなというふうに思いますが、ドローンでどういうふうなことを期待しているのでしょうか。

佐藤消防保安課長

今、ドローンのお話を頂きました。確かにおっしゃるとおり、例えばコンサルタントなどが使ってるようなドローンでしたら、1機が500万円とか1,000万円とかするような本格的なドローン、普通の趣味で使っているようなドローンは、ほとんどが中国製の100万円未満で、1番普及しているのが20万円から30万円程度のドローンだと伺っています。ただ、そういったドローンであっても、空撮の性能というのは結構な性能があるようでして、雨の日にそのままドローンが飛ばせるというほどの性能は無いにしても、例えば翌日、天気が回復した後、目の前の道路が崩れていると、その向こうが孤立化しているおそれがあると、そのまま行くのは、まだ土砂崩れの影響もあって危ないみたいな場面がもしありますと、そこでドローンで上空から俯瞰^{ふかん}して見ることができるという意味でも、災害時にドローンの有効性というのはあるのかなと思っております。そういった意味で、趣味であるドローンであっても一定程度の役割は果たしてもらえないのではないかと考えております。

南委員

ドローンについては、大体分かりました。私の住んでいる地域での消防団の出動は、最近、西部広域というと火事が年間10件ぐらいあり、遭難者^{そうなん}というか、行方不明者の捜索が3、4回、山間部で行方不明になると、もう街で住んでいる人などは、山間部の道なき道のような所を探すのは非常に苦勞するというか、全然役に立たないという中で、その時に

ドローンもあつたらいいなと思うのです。あとドローンもただのカメラではなくて赤外線ぐらい積んでいてくれたら、更にありがたいとも思ったりしますが、今現在そういうものがない中で、山間部の地形とかをよく分かっている方、昔猟師をしていたとか、あるいは、森林組合にいたというような方が、やっぱりすごい役に立つというふうに聞いています。

私の地元の消防団でも定年を過ぎていますが、元森林組合員であり、猟師もやっていて本当に山に詳しいというような人がおられ、この人だけは絶対に離せないのだというOBの方がずっと消防団でおります。そういう人も是非、ハイパー消防団員として登録し、継承してあげていただきたいなど、私が想定するような人以外でもいろんな形の能力持っている人がいると思うので、そういう人がいろんな形の中で登録し、継承してあげて、あなたがいないと困るのだというところを、その人のモチベーションを上げるために使っていたらいいなという思いでいるのですが、どうでしょうか。

佐藤消防保安課長

まさに今、委員からお話がありましたとおり、地域の実情に応じて、森林組合のOBの方でありますとか、特に地理に精通している方というのはものすごく強みでございますので、しっかりと活用といいますか、一緒になって消防団と活動してもらえるように一層取り組んでまいりたい。そういった意味でも、来年度アクティブシニアの活用として消防団OBを機能別消防団員に、基本団員と同じように体力があるというわけではないのですが、やっぱり知恵とか技術とかは持っております。そういった方を活用するような仕組みも併せて取り組んでまいりたいと考えておりますので、こうした取組の中で、ハイパー消防団の強化についてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

南委員

消防団の方が、しっかりしてくれると本当に安心感が地域に生まれますので、是非ともそのあたりをよろしくお願いいたしまして、質問終わります。

達田委員

以前からお尋ねをしております請願についてですけれども、一人一人を大切にするゆきとどいた教育についてで、一つは学校の体育館とか校舎以外の建物で耐震化を進めていただきたいということ。それから二つ目に巨大地震による津波に対して、子供たちの安全な避難場所の確保をすることという項目がございます。

一つ目の、小規模建物につきましては調査をして少しずつ耐震化を図っていくというようなことが言われてきたのですけれども、この一つ目につきましては、耐震化100パーセントにできましたというのが、何年度に設定をして進めていくのか。これがきちんと計画としてできていくのかどうかお尋ねをします。

それから二つ目の、津波についての避難場所ですけれども、これは高校だけではなく、小学校、中学校を含め、津波の浸水地域となっている所にある学校がいくつあって、そして、一次避難場所がその学校の屋上に指定されている。あるいは学校の近くの高い建物が指定されている。それから裏山等、高い所に避難場所が設定されている。それぞれ何校あって、どういう所に指定をされているのかお尋ねいたします。

藤本施設整備課長

ただいま、達田委員より学校施設の小規模建物の耐震化について御質問を頂きました。小規模建物につきましては、耐震診断の努力義務があるとされておりまして、今後の取組といたしましては、来年度、これまで耐震診断をした結果を基に、建物の構造や用途別にサンプリングをいたしまして、補強方法の検討やコスト試算を行い、整備に要する概算費用を把握した上で、小規模建物の整備方針を策定いたしまして、計画的に耐震化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それを、いつまでに整備するのかという御質問でございますが、整備事項につきましては、各学校の施設全体の整備状況も異なりますことから、そういった整備状況も踏まえまして、小規模建物の整備時期についても、この整備方針の検討をする中で、してまいりたいと考えております。

林体育学校安全課長

達田委員から津波浸水想定区域における学校の状況について御質問を頂きました。まず、小中高校全ての学校におきまして、浸水想定区域内の学校におきましては、児童生徒を安全に避難させるために学校防災計画を策定しております。そして、その学校の避難場所を指定しまして、校舎、校舎外の基準水位の最大浸水深から、それ以上の高度がある避難場所を選定し、避難訓練を計画的に実施しているところでありまして、校舎ですと、2階あるいは3階や屋上という形で想定されているところでございます。

今どれぐらいの数があるかということにつきましては、市町村教育委員会の所管の学校につきましては、現在、詳細のデータは持ち合わせないところでございます。

達田委員

整備についてですけれども、県の建物は県がするとして、市町村の小学校、中学校について小規模建物を整備しようとした時にその財源、お金はどこから出るようになるのでしょうか。それと避難場所についてですけれども、一旦、一次避難所に避難をしましたという場合に学校の場合は、一次避難所で何時間過ごすようになるのでしょうか。

藤本施設整備課長

ただいま、小規模建物の整備につきまして、費用はどうかということの御質問でございます。県立学校につきましては県費ということでございますが、各小中学校等におきましては、各市町村におきまして、施設の使用予定等を踏まえて、耐震診断についても判断することになると思います。ただ、義務教育の施設でございますので、国の補助もあるということでございますので、国と市町村の負担ということになるということでございます。

林体育学校安全課長

ただいまの避難した場合の時間についてでございますが、まず最初に高さに応じまして一次避難場所へ移動します。それから状況に応じまして2階、3階という形で、登ってい

くということでございますので、その状況に応じてということで、計画を立てて訓練しているところでございます。

達田委員

県立高校においては、小さな建物が250棟近くあるということだったのですがけれども、小学校、中学校となりますと、もっとたくさんの建物があると思われるのです。それらの建物について、もし耐震化ができてなかったら市町村がやるのですよとなりますと、非常にお金も莫大にかかるのではないかと思います。その時にやっぱり国、あるいは県からきちんと財源措置ができるように、県としても、強力に働き掛けをしていただきたいと思います。また、もう1点は避難場所について、ここだったら大丈夫ですよと、一次避難場所イコール二次避難場所に全てがなっているのかどうか、とその点をお尋ねしておきます。

林体育学校安全課長

一次避難所、二次避難所の安全性ということでございますが当然、一次避難所、二次避難所とも地理状況に応じて、その建物等の耐震化等も確認した上で想定してるところでございます。

達田委員

この委員会で今回終わりかと思っておりますので、この請願が切実な要望として出されておりますので、是非、採択をして、意見を出していただきたいなという思いでございますが、県が頑張りますという意思表示をしていただいてこそその話ですので、是非その点について、頑張っただけなのかどうかというのをお尋ねして終わります。

藤本施設整備課長

小規模建物耐震診断につきましては、小中学校は市町村になるということでございますが、来年度県立学校でこの小規模建物の整備方針を立てるということで、進めてまいります。

来年度進めますこの整備方針を基に、小中学校の小規模建物の計画的な耐震化も促進してまいりたいということで、まずは来年度中に小中学校につきましても実態調査を実施しまして、技術的な支援、助言等を行ってまいりたいと考えております。

また、必要な経費につきましても、まず実態を把握した上ではございますが、必要なものについては、市町村と連携協議しながら、国にも要請なりをしていくようなことを検討してまいりたいと考えております。

仁木委員

もう5分しかないので、端的に今の関連で聞きます。私も1年議論をしましたので、判断したいと思っています。来年度に整備方針というか計画を作ると、それは計画を整備するというのを、きちんと年度ごとにでも含めて、計画をし切るということで認識しているのかというのが1点。もうこれ端的に聞きますので、し切りますというのか、少し難しいというのか、どちらかだと思っておりますけれども。

もう1点は、②の「巨大地震による津波に対して子どもたちの安全避難場所を確保すること」とありますよね。これは確保できておりますというのかどうか。この2点お伺いします。

藤本施設整備課長

来年度、県立学校におきまして小規模建物の整備方針、これを策定いたします。

林体育学校安全課長

避難場所の安全性については、確実に保障できるとしております。

仁木委員

最後です。計画というのは、耐震も含めて全部し切るということでの理解でいいですね。

藤本施設整備課長

現時点でございますが、来年度、小規模建物の耐震につきましての整備方針ですね。これを策定いたします。

西沢委員長

そのほか、ありませんか。いいですか。

(「はい」と言う者あり)

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。請願第1号の3、ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育についてを審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

①体育館等の施設を含めた学校関連施設の耐震化率100パーセントを早期に実現することにつきましては、県立高校においては、発災時の生徒の安全確保はもとより、地域住民の広域避難場所としての役割を果たすことから、高校再編を進める中で、最優先課題と位置付け、学校施設校舎等の耐震化を進めてきた結果、平成30年度末に阿南光高校新野キャンパスのとくしまイノベーションセンター棟の耐震改修が完了し、統合により閉鎖した本館など残り9棟を除くと、平成31年4月1日現在で、県立高校施設の耐震化率は100パーセントとなりました。

また、特別支援学校につきましては、平成27年度末に池田支援学校美馬分校の耐震改修が完了し、全ての学校の耐震化を完了しております。また、公立小中学校の耐震化については、平成31年4月1日現在で、耐震化率は99.5パーセントとなっており、耐震化が完了していない棟は、1,016棟中5棟であり、5棟のうち、現時点で3棟は、新施設への移転による用途廃止をしており、残り2棟は、改築予定があると聞いております。

また、倉庫等の小規模な建物については、耐震診断の努力義務があるとされており、県立学校については、来年度において、これまでの耐震診断した結果をもとに小規模建物の整備方針を策定し、計画的に耐震化を進めていきたいと考えております。

市町村に対しても、来年度策定予定の県立学校小規模建物整備方針をもとに、小中学校施設の小規模建物の計画的な耐震化を促進するよう、技術的支援や指導・助言等に努めてまいりたいと考えております。

②巨大地震による津波に対して子供たちの安全な避難場所の確保をすることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒が、主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。

県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための、指針を示して、避難・防災体制の構築を促し、教職員研修を通して、災害対応能力の向上を図っております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定し、その中で各地域や学校の実情に応じて地震津波からの避難経路や避難場所を設定しております。

避難場所につきましては、児童生徒がより安全に避難するための第一次避難場所、第二次避難場所を設定し、それを踏まえての実践的な避難訓練等を繰り返し、年度ごとに学校防災計画の見直しや改善を重ねております。

今後とも、南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒の安全確保のための事前の危機管理に努めてまいります。

西沢委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

(「不採択」と言う者あり)

西沢委員長

意見が分かれたので起立により採決いたします。お諮りいたします。本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

(賛成者多数)

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第1号の3

この際、お諮りいたします。

常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員の任期に合わせて、閉会の日には辞任することになっております。そこで、辞任の手続きにつきましては、委員長において取り計らいた

と思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、この1年間、南海地震対策をはじめとする防災対策について、そして今回は新型コロナウイルス感染症について終始熱心に、御審議を賜り、また、議事運営に格段の御協力を頂きましたことに、厚くお礼申し上げます。おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を、全うすることができました。これもひとえに、委員の皆様のお協力のたまものであると、心から感謝申し上げます。また、折野危機管理部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただきましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。審議の過程で表明されました、委員の意見や要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますよう、お願い申し上げます。最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く感謝を申し上げます。

皆様方には、今後とも、県勢発展のため、御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

折野危機管理部長

一言、お礼を申し上げます。西沢委員長さん、中山副委員長さんをはじめ、委員の皆様方には、この1年間、各般にわたり、御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜り、誠にありがとうございました。頂きました御意見につきましては、真摯に対応させていただきますとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症に対する対応につきまして、全庁を挙げて対応してまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

委員の皆様方の、益々の御多幸を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

西沢委員長

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(14時34分)